

## 別紙添付②

ご理解しやすくするために、被告三菱地所と原告作成時系列のすべての事件を発生日順に通し番号を日付の左上に付けました。

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表   |  |                | 被告時系列に対する原告の認否              |                   |  | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |   |                  |
|------------------------|--|----------------|-----------------------------|-------------------|--|--|---|------------------|
| 日時                     | 内容   | 証拠(ないし争いない事実)等 |                             |                   | 原告のコメント  | 日時   | 内容  | 証拠               |
|                        |  |                |                             |                   |  | [1]<br>平成18年<br>10月11日より                                     | 被告三井住友銀行天満橋内海法人部長は、それ以前に原告に紹介した相手が契約違反を犯し契約金の没収等原告に迷惑をかけていたので、同行の名誉を挽回させてほしいとして、本件土地を三井不動産か三菱地所にぜひ紹介させてほしいと原告に懇願していた。   |                  |
| [3]<br>平成18年10<br>月下旬  | 原告、被告三井住友銀行天満橋支店の担当者を通じ、被告三菱地所の紹介を受け、本件事業の提案を受ける   | 甲4             |                             | 争う                | 甲4は単なる土地の登記簿謄本である。被告三菱地所の時系列記載内容の証拠ではない。   | [2]<br>平成18年10<br>月18日                                       | 被告三井住友本店は天満橋法人部が送った、本件土地の情報が正しいか確認のため、本店法人企業統括部大橋グループ長を原告本社に派遣した。この時も大橋グループ長もノンリコースローンをやりたいと仄めかしていた。  |                  |
| [5]<br>平成18年11<br>月14日 | 被告三菱地所、原告と面談し、甲5を提示し、スキームを説明<br>原告「本案件は開発用地として取得し、現在事業内容を検討中であるが、賃貸オフィス事業を行うには単独ではリーシングやビル運営の点で難しいと考えている」  | 甲5             |                             | 争う                | 被告三菱地所は準備書面(1)で、被告三菱地所担当者と被告三井住友銀行担当者が平成18年11月7日に原告を訪問し甲5号証を渡したことを認めている。(被告三菱地所準備書面(1)4ページ1~3行目)<br><br>平成18年11月14日原告と面談などとは虚偽である。   | [4]<br>平成18年11<br>月7日  | 被告三菱地所の時系列記載の11月14日は原告代表は海外におり面談は虚偽である。被告三菱地所は大崎フロントタワーの成功を強調し、借地契約後、工事着工前被告三菱地所は三菱UFJ銀行らよりノンリコースローンの資金調達を同社ホームページで宣伝していたことで原告を信用させた。<br>証拠甲5号証の2枚目については、スキームは一部であり、重要な点は被告三井住友銀行のエクイティと借地権付ローンを被告三井住友銀行本店と同行天満橋法人部長及び被告三菱地所担当者達2~3名は初めて原告本社に来て条件を原告に約束する書面を出し、申し入れた。<br>この申し入れ書1ページには、被告三菱地所がアセットマネージャー(特定資産管理処分受託者)他TMKのすべての業務を行うとしている。その上、借地料の支払い優先順位は、SPCの配当、ローン返済より優先する等被告三井住友銀行と共に断言した。 | 甲5の1枚目<br>甲5の2枚目 |
| [7]<br>平成18年11<br>月29日 | 被告三菱地所、原告に対し、「東映会館跡地開発についてのご提案(提案書)」(甲6)を提示  | 甲6             | 重要事項<br>欠落                  | 一部<br>認め、余<br>は争う | 甲6号証の重要な事項は、「三菱地所のクレジットで低利資金調達可能」である。被告三菱地所は、同書面で他に下記の主たる約束をした。<br>1.SPCのAM(アセットマネージャー)業務を被告三菱地所が行う。つまりTMKの業務すべてを事实上支配することである。2.借地料の支払いは、配当・ローン返済・管理費より優先。3.地代は消費者物価指数等に連動する等々。3回目の約束を書面で提出。 | [6]<br>平成18年11<br>月17日                                       | 被告三井住友銀行天満橋法人部長代理本田氏は被告三菱地所発行の甲32号証を原告社員横田に手渡した。(甲51号証) 横田社員は即時海外の原告代表堀内にEメールした。この書面は重要であり、三菱地所は原告に、TMKの支配権が社内決裁を取るため必要、全ての業務を行う等事実上連結子会社のごとく業務行うと再度確認している。しかも、共同事業ではなく、「共同事業の精神」と変更してきた。原告代表の堀内に面談のためアメリカまで行ってもよいとまで示唆している。  | 甲32<br>甲51       |
| [8]<br>平成18年12<br>月6日  | 被告三菱地所、原告に対し、以下の内容の2006年12月6日付「ご提案」を提示<br>・事業シェア=被告三菱地所51%<br>・借地条件:賃料年2億5000万円+固定資産税4800万円<br>保証金17億円※ただし、3年毎の賃料改訂を提案<br>・総事業費の70%程度をノンリコースローンで調達 |                | 甲36証拠<br>欠落<br>他の重要<br>事項欠落 | 一部認め<br>大部分<br>争う | 甲36号証。4回目の確約を、被告三菱地所は原告の意向も汲みながら共同事業の精神で行うと再度「精神」を強調し、TMKのすべての業務を受託し自社の支配権を断定。総事業費の70%をノンリコースローンで調達と被告三菱地所は再度約束した。   | [9]<br>平成18年12<br>月20日頃                                      | 被告三井住友銀行天満橋内海法人部長に、これ迄に被告三菱地所と被告三井住友銀行が申し入れて来た条件はすべて承諾と通知し、被告三菱地所担当部長との最終会談を申し入れる。内海部長は直ちに同行本店に連絡した上で、1~2日後に、平成19年1月15日午後3時30分に被告三菱地所資産開発事業部仲條彰規担当部長(当時)他幹部との面談決定。  |                  |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表   |   |                | 被告時系列に対する原告の認否    |  |                        | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く)   |    |    |
|------------------------|---|----------------|-------------------|--|------------------------|--|----|----|
| 日時                     | 内容  | 証拠(ないし争いない事実)等 |                   |  | 原告のコメント                | 日時   | 内容 | 証拠 |
| [10]<br>平成19年1月<br>15日 | 被告三菱地所、原告と面談<br>原告「事業割合、地所51%で構わない。保証金20億円・年間賃料2.75億円+固定資産税0.5億の条件であれば、即具体的な協議に移りたい。もう1社(訴外東急不動産)を待たせているので、早く回答されたい。」 |                | 一部認め<br>大部分争う     | 最終提案原告提示次回結論を出すことを合意。(出席者 被告三菱地所3~4名、原告2名、被告三井住友銀行天満橋内海法人部長、本店より1~2名)<br>最終提案条件:保証金20億円、賃料2.75億円、3年毎改訂・物価指數スライド、設計監理:日建設計と三菱地所設計のJV、鴻池組25%参加。これらの提案条件以外は、被告三菱地所の当初よりの提示条件をすべて承諾。 | [13]<br>平成19年2月<br>2日  | 第2回基本合意書作成準備会議。被告三菱地所速水氏(本件窓口担当責任者)が、自社が使っている牛島法律事務所を原告も使うよう示唆。この弁護士なら基本合意書を被告三菱地所に有利に作成する意図と思われる。原告は拒否。   |    |    |
| [11]<br>平成19年1月<br>25日 | 被告三菱地所、原告と面談<br>被告三菱地所「先般受けた条件で前向きに進めたい」<br>原告「スピード感持って、2月中には基本合意書締結したい」  |                | 一部認め<br>余は争う      | 被告三菱地所は、前回1月15日原告提案の設計監理会社日建設計を拒否、その他、賃料、保証金等全て原告提案条件を被告三菱地所合意。直ちに基本合意書作成準備に入ることも全員合意(出席者:被告三菱地所仲條部長他数名、原告2名、被告三井住友銀行本店より1名)   | [14]<br>平成19年2月<br>8日  | 第3回基本合意書作成準備会議が原告本社で開催された。出席者、原告、被告三菱地所2~3名、被告三井住友銀行内海法人部長。この会議ではすでに前年12月すでに原告は被告三菱地所に主導権等全ての業務を事実上委任することは口頭で決定しているにも関わらず、被告三菱地所主体である決定を再び要求した。原告は同意した。  |    |    |
| [12]<br>平成19年2月<br>1日  | 被告三菱地所、原告に対し、マスタースケジュール・基本合意書骨子等を提示   |                | 一部認め<br>余は争う      | 第1回目の基本合意書作成準備会議。被告三井住友銀行内海法人部長も参加して原告本社で行う。(出席者:被告三菱地所速水氏他2~3名、原告:2~3名)   | [15]<br>平成19年2月<br>9日  | 前日に続き、再び第4回準備会議が原告本社で開催された。被告三井住友銀行もいつものごとく参加した。その後は、会議は被告三菱地所本社で行うこととなり、原告はその後電話、Eメール等で被告三菱地所と交渉した。被告三井住友銀行は同行本店不動産ファイナンス部(担当責任者吉岡史人氏)と交渉していた。基本合意書調印が遅れているため原告代表者が被告三菱地所速水氏に請求した処、被告三井住友銀行はローン行であり、基本合意書調印前に事前に承知しておいてもらえばスムーズに行くとの被告三菱地所速水氏の意見であった。速水氏の説明に原告納得。 | 甲7 |    |
| [18]<br>平成19年4月<br>2日  | 基本合意書締結(甲7)   | 甲7             | 認める               | 平成19年3月23日に平成19年4月2日付基本合意書に調印。   | [16]<br>平成19年2月<br>26日 | なぜか再び、原告本社で、理由不明であるが、原告本社では第5回日の基本合意書作成会議があった。出席者、原告、被告三菱地所、被告三井住友銀行内海法人部長他1名。合計7~8名。  |    |    |
| [21]<br>平成19年4月<br>27日 | 被告三井住友銀行より、ノンリコースローン提案書(甲8)提示   | 甲8             | 送付は<br>認めるが<br>争う | このような被告三井住友銀行も合意して原告・被告三菱地所の3社共同で作成した基本合意書に根本より反する内容のローン提案書を被告三菱地所を通じ原告に送付していくことを大変奇異に感じ、被告三井住友銀行の良識を疑った。被告三菱地所に対しても同様に疑問を感じた。後日、被告三井住友銀行に断るよう被告三菱地所速水氏に通知。                      | [17]<br>平成19年3月<br>23日 | 基本合意書調印。<br>基本合意書最終案が、被告三菱地所の牛島法律事務所が中心となり確定し、3月23日被告三菱地所で調印した。被告三菱地所の都合で日付は平成19年4月2日付である。   | 甲7 |    |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表   |  |                 | 被告時系列に対する原告の認否 |    |  | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |   |      |
|------------------------|--|-----------------|----------------|----|--|--|---|------|
| 日時                     | 内容                                     | 証拠(ないし争いない事実)等  |                |    | 原告のコメント  | 日時   | 内容  | 証拠   |
| [24]<br>平成19年5月<br>18日 | TMK、本件中間法人設立                           | 甲1              |                |    | 中間法人への基金300万円は、関東財務局の監視をくぐり抜けるため、被告三菱地所の要請で突然原告が被告三菱地所の負担額も含めて全額拠出。<br>TMKも同日中間法人が全額(10万円)特定出資して設立。TMKは中間法人の100%子会社となる。<br>被告三菱地所は、被告東銀リースを通じ、中間法人とTMKを完全支配した。   | [19]<br>平成19年4月<br>3日  | 被告三菱地所本社窓口責任者速水氏より原告社員へのEメールで、調印した基本合意書(甲7号証)裏面に添付されている「仮御堂筋共同ビル/マスタースケジュール表」でも、資金調達は確定しているように記している。  | 甲7裏面 |
| [27]<br>平成19年7月<br>6日  | 被告住友銀行より、7月3日付ノンリコースローン提案書(甲9)<br>提示   | 甲9              |                | 争う | 1回目の甲8号証を拒否したにも関わらず同じような文面の三井住友銀行のノンリコースローン提案書を再度被告三菱地所は原告に送付した。   | [20]<br>平成19年4月<br>11日                                       | 無事基本合意書調印後、慰労会を大阪北新地「吉田屋」で開催した。出席者は、被告三井住友銀行本店大橋氏、天満橋内海前部長・田中後任新部長・本田部長代理、原告代表者他3名。内海前法人事長より被告大和証券がアップフロントフィーを高いことを言って困っている、2千万円に値下げするよう話してほしいと堀内は頼まれた。被告大和証券もこの事実を後の平成22年7月23日原告本社で2千万円を認めている。この時点でアップフロントフィー(ノンリコースローンの1回限り手数料)の金額でもめていることは、ノンリコースローンが決定していたことを証明する。被告三井住友銀行本店の大橋氏もこの2千万円の会話を横で聞いていた。 |      |
| [33]<br>平成19年7月<br>25日 | 被告住友銀行より、7月10日付ノンリコースローン提案書(甲10)<br>提示 | 甲10の1、甲10<br>の2 | 宛先名相<br>違      | 争う | 被告三井住友銀行は知りながら基本合意書に反する提案書を被告三菱地所宛てに送りccで原告に送付し、原告は奇異に感じた。基本合意書は被告三井住友銀行も参加して作成し、被告三井住友銀行も同意していた。この被告三井住友銀行の提案書は、被告三菱地所の指示で原告に送付した。(乙D4号証③今後の進め方ご参照)被告三井住友銀行が原告に送付した提案書は全て被告三菱地所の指示で出したようである。なぜなら、被告三井住友銀行は基本合意書作成に参加して合意しており、このような書面は出せないし、もし出せば被告三菱地所は直ちに拒否する義務がある。被告三井住友銀行の意思でないことがこの書面よりうかがえる。 | [22]<br>平成19年5月<br>2日  | 被告三菱地所は、同社に送付されて来た被告三井住友銀行の同年4月27日付ノンリコースローン提案書を何のコメントも付けずに素知らぬふりをして原告にEメールで送付して来た。原告は奇異に感じるとき同時に、被告三菱地所速水氏に数日後に電話で拒否した。速水氏は被告三井住友銀行に伝えると言った。   | 甲8   |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表  |  |                | 被告時系列に対する原告の認否     |                                |   | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |  |     |
|-----------------------|--|----------------|--------------------|--------------------------------|---|--|--|-----|
| 日時                    | 内容   | 証拠(ないし争いない事実)等 |                    |                                | 原告のコメント   | 日時   | 内容   | 証拠  |
| [37]<br>平成19年8月<br>3日 | 原告、TMKの間で定期借地権設定契約(甲11)締結(契約書<br>日付は7月31日)   | 甲11            |                    | 認める                            |   | [23]<br>平成19年5月<br>11日                                       | 上述口頭で拒否後、念の為Eメールを原告社員から被告三菱<br>地所に送付させた。基本合意書に反しない範囲で協力できる<br>処があれば協力する処を検討したく被告三菱地所速水氏にE<br>メールした。その後何の回答もなく、被告三井住友銀行と合意<br>解決したと思っていた。<br>その他、この頃被告三菱地所は、中間法人への出資金原告<br>49%被告三菱地所51%合計金額300万円を、被告東銀リース<br>に立て替えて基金を出せると原告に通告した。何か悪だくみ<br>があった様に今では思える。処が2~3日後、今度は関東財務<br>局金融監督第4課で都合が悪くなると、財務局をあざむく為、<br>原告が全額300万円を払うことに協議の上合意し原告が中間<br>法人の基金全額300万円を(被告三菱地所の51%も含めて原<br>告が負担)平成19年5月18日中間法人に振り込んだ。 | 甲40 |
| [39]                  | 被告大和証券、原告に対し、関係者間協定書[原文ママ](甲<br>12)、覚書(甲13)の送付   | 甲12、甲13        |                    | 争う                             | 定期借地権設定契約書調印(約<br>30分位)後、先程調印したばかり<br>の定期借地権設定契約書も4ヶ月<br>前に調印の基本合意書も根本よ<br>り形骸化する驚愕する書面であつ<br>た。これらの書面がすべてに優先<br>することになると記している。   | [25]<br>平成19年5月<br>18日                                       | 中間法人とTMK(御堂筋共同ビル開発特定目的会社)同日設<br>立。<br><br>被告三菱地所は被告東銀リースに中間法人の基金300万円<br>を全額出すよう指示していたが、当局との関係を心配し、結局<br>原告に全額払わせ、中間法人とTMKを設立し、この両社は被<br>告三菱地所が被告東銀リースを通じ完全に支配した。<br><br>原告は、上述5月2日の拒否並びに5月11日原告より被告三菱<br>地所への書面(甲40号証)により、被告三菱地所は被告三井<br>住友銀行と交渉し基本合意書の諸条件を履行出来ると決<br>定したから中間法人とTMKを設立したと思った。<br><br>もし被告三井住友銀行がこれらに同意しなければ設立出来<br>ない。それでも設立するなら、被告三菱地所は被告三菱地所の<br>クレジット(甲6号証)で資金調達する決断をした。           |     |
| [40]<br>平成19年8月<br>8日 | 原告代表者から被告三菱地所に対し、電子メール。上記被告<br>大和証券の関係者間契約書(甲12)及び覚書(甲13)につい<br>て、訴外チエン社の投資家代理人から原告に対し、「被告三井<br>住友銀行の一方的主張が記載されており、被告三井住友銀<br>行は原告と被告三菱地所が合意した契約内容に同意してお<br>きながら一方的変更をするのが理解できない。被告三井住友<br>銀行から融資を受けることは止めておいた方が良い」との指<br>摘があつたため、このままのスキームでプロジェクトを進める<br>ことは非常に困難な状況になった旨の報告、及び、融資元を<br>原告に変更する旨の提案 |                | 表現は重<br>要な処で<br>虚偽 | 争う<br>送付が<br>あったこ<br>とは認め<br>る | 原告はノンリコースローンを拒否<br>する権限はない。アセットマネー<br>ジャーの被告らが承諾した基本合<br>意書や定期借地権設定契約書の<br>スキームであれば被告三菱地所<br>はアセットマネージャーとしてロ<br>ーン契約を調印する義務がある。被<br>告三井住友銀行や被告大和証券<br>に被告三菱地所と原告が騙され<br>たと原告は勘違いして(当時)原<br>告の厚意でTMK(被告三菱地所)<br>を助けるべく実質被告三井住友<br>銀行から借り入れるより大幅に低<br>い金利でローンを申出した。 | [26]<br>平成19年6月<br>24日                                       | 被告三井住友銀行天満橋支店法人事長(後任)が日曜日にも<br>関わらず、原告代表者が外国に帰るため、本田部長代理を<br>伴って早朝より原告本社に来社した。被告三菱地所は原告の<br>優先出資権(49%)に相当するTMKの被告三井住友銀行より<br>の債務保証をするような約束をしていたが最近被告三菱地所<br>は保証出来ないと約束を変えて来た。原告に担保を出せ、と<br>の主旨であった優先出資権は何の権限もなく配当金を受け取<br>るだけであり、原告代表者は不思議に思った。原告は基本合<br>意書に反する為拒否した。田中部長は、原告を信用しており<br>本店にたんかを切つて来るとして帰った。その後田中部長より<br>何の連絡もなく、原告は解決したと思っていた。原告は、被告<br>三井住友銀行本店が基本合意書作成に参加し承諾しており、<br>何をしに来たのか不明であった。 |     |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表 |   |                | 被告時系列に対する原告の認否 |     |   | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |  |           |
|----------------------|---|----------------|----------------|-----|---|--|--|-----------|
| 日時                   | 内容  | 証拠(ないし争いない事実)等 |                |     | 原告のコメント   | 日時   | 内容   | 証拠        |
| [42]<br>平成19年8月頃     | 原告からの上記ローンの提案につき、被告三菱地所による拒絶  | 争いなし           |                | 争う  | 8月17日原告被告三菱地所と電話会議。<br>原告は、原告も被告三菱地所も被告三井住友銀行と被告大和証券にだまされたと勘違いし、被告三井住友銀行が原告を被告三菱地所に紹介した責任を感じ、原告グループよりローンをして謝罪したいと考えたが、被告三菱地所は簡単に断った。その為一層被告三菱地所を信用してしまった。なぜなら、翌月に迫った10億円の保証金をTMKが支払うのに原告のローン申し入れを断ることは、被告三菱地所はやはり当初の約束通り自社のクレジットで資金手当てをしたと原告は思った。 | [28]<br>平成19年7月6日  | 被告三菱地所(速水氏)は、既に原告が断っている被告三井住友銀行のノンリコースローン提案書(7月3日付)(甲9号証)を再度原告にEメールで転送して来た。同時に、Eメール添付で「地主様への依頼事項(担保関係)」と称して基本合意書を根本より事実上変更する依頼書を原告に送付して来た(乙C3号証)。同Eメールでは、来週水曜日(平成19年7月11日)原告に説明すると原告が了解していないことを承知しながら、被告三井住友銀行のノンリコースローン提案書を概ね了解する方向で考えていると被告三菱地所は強圧的に原告を押さえつけた。<br>同時に、被告三菱地所速水氏は、被告三井住友銀行や被告大和証券には原告に了解を得るのでその後は堂々と覚書等交わせば良いとEメールしていたが、そのような被告三社の通信は原告には一切秘密裏に交わされていた。 | 甲9<br>乙C3 |
| [45]<br>平成19年10月4日   | 原告、TMKの間で第2回目定期借地権設定契約締結  | 甲14、甲15        |                | 認める |   | [29]<br>平成19年7月9日  | 最近平成26年5月2日被告大和証券より提出された驚愕すべき証拠(乙D3号証)によると、被告三菱地所窓口責任者速水徹氏は、被告大和証券甲斐部長にEメールで被告三社が企てた詐欺的行為を原告に了解を得ますと断言し、その後は堂々と覚書等を交わせばよいと指示した。それ迄の数々の被告三菱地所・被告三井住友銀行・被告大和証券の詐欺的企みは、原告に強引に承諾させその後は堂々と書面を交わせば良いと、原告や原告と交わした契約や合意を全く無視して、原告を腕力で押さえつけ詐欺的行為を原告に承認させる自信を示し、手回しよく書面まで作成の手配を指示していた。原告はその事実を最近初めて知った。  | 乙D3       |
| [46]<br>平成19年10月25日  | 被告三菱地所、TMKの間で特管契約締結   | 甲16            |                | 認める |   | [30]<br>平成19年7月11日   | 被告三菱地所速水が原告本社に来た。原告は上述(7月6日)の文面2通は基本合意書や後に締結予定の定期借地権設契約書に反するためすべて拒否した。   |           |
| [47]<br>平成19年11月6日   | 被告三菱地所、原告、TMKの間で優先出資者間協定書[原文ママ]締結   | 甲17            |                | 認める |   | [31]<br>平成19年7月12日   | 最近被告大和証券より提出された証拠(乙D4号証)によると、上述7月11日被告三菱地所速水氏に被告らが企んだ詐欺的契約書の変更を原告に完全に拒否されながら、翌日7月12日被告三菱地所速水氏は被告大和証券大原洋平氏に電話し、前日(11日)原告代表堀内に面談したとし、原告をだますためそれ迄被告大和証券が作成した覚書等を一旦白紙にしてどこかのドキュメントーションに「まぎれこませた」方が良いと思っていると原告をだます書面を作成させる指示をしている。  | 乙D4       |
| [49]<br>平成20年2月7日    | 原告代表者、被告三菱地所に架電<br><u>原告「原告の優先出資について、出資時期を早めたい。訴外チェン社に譲渡時に、譲渡益課税がかからないようにするため、本年6月に一括して行いたい。」</u> |                | 虚偽<br>争う       |     | 2月7日は米国時間2月6日である。原告代表者は当日はロスアンジェルス-ニューヨーク機中であり、当日は電話不可能。2月7日は被告三菱地所ニューヨーク子会社幹部と会議・ロックフェラー幹部らやその他の会社との会議出席等で電話不可能。急いで東京に国際電話をかける用件ではない。ニューヨークのリッツカールトンへの支払いにも個人の携帯電話にもそのような電話代は含まれていない。2月8日はニューヨーク-成田機中である。  | [32]<br>平成19年7月18日   | 前の週(7月11日)被告三菱地所は被告三井住友銀行の基本合意書等に反する提案書(甲9号証)を原告に承諾させるつもりで来社したが原告に拒否され、止むを得ず正常な基本合意書に合致した従前と同様の定期借地権設定契約書(案)を、原告・被告三井住友銀行・被告大和証券に送付した。原告は異存はなかった。  | 甲52       |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表   |   |   | 被告時系列に対する原告の認否 |                  |  | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |  |                |
|------------------------|---|---|----------------|------------------|--|--|--|----------------|
| 日時                     | 内容  | 証拠(ないし争いない事実)等                            |                |                  | 原告のコメント  | 日時   | 内容   | 証拠             |
| [51]<br>平成20年2月<br>29日 | 原告、被告三菱地所あての「お願い書」において、原告が訴外<br>チエン社に対し、優先出資のための余剰資金を持ったままで<br>あることの説明がつかないことから、優先出資予定分残額全<br>額の11億7600万円を、平成20年6月に払込みたい旨連絡 | 原告作成にか<br>かる平成20年2<br>月29日付「お願<br>い書」(乙1) | 一部認め<br>大半争う   |                  | 具体的に被告三菱地所より文面<br>で指示を受け、「お願い書」として<br>被告三菱地所宛てに出せと要求<br>された。「お願い書」提出直後に原<br>告は撤回を申し入れ元の契約通<br>りに払い込みたいと被告三菱地<br>所にお願いしたが、既に原告から<br>の書面が出ていたとして被告三菱<br>地所は原告の撤回を強く拒否し<br>た。原告は止むなく繰り上げて払<br>い込んだ。 | [34]<br>平成19年7月<br>25日                                       | 被告三井住友銀行より、また何度も断っているノンリコ<br>ースローン提案書が送られて来た。これ迄と違うのは、初めて被<br>告三井住友銀行よりccではあるが直接送付して来ることであ<br>る。被告三菱地所宛てで、この内容は未完成であること、被告<br>三菱地所の要請で送る等の意味不明の主旨で送付して來<br>た。当時米国に滞在していて原告代表は、被告三菱地所宛<br>てであり、何か被告三菱地所との間に問題が発生したのか?と<br>不思議に思い(この条件でも被告三井住友銀行はローンは決<br>定していないとしている)、明日(翌日米国時間)にでも被告三<br>井地所に問い合わせようと考えていた。最近被告大和証券よ<br>り提出された乙D4号証によれば(「③今後の進め方」ご参照)<br>被告三井住友銀行より送られた意味不明のローン提案書も<br>被告三菱地所の指示で被告三井住友銀行は原告に送付した<br>ようである。  | 甲10-1<br>甲10-2 |
| [52]<br>平成20年3月<br>24日 | 覚書(優先出資者間協定書[原文ママ]変更)(甲18)締結  | 甲18                                       |                | 認める              |  | [35]<br>平成19年7月<br>26日                                       | 翌日被告大和証券は、被告三菱地所が上述7月18日に関係<br>者全員に送付した基本合意書とほとんど同じ定期借地権設定<br>契約書案(甲52号証)を原告・被告三菱地所・被告三井住友<br>銀行関係者全員にEメールし、賛否(コメント)を求めた。すぐさ<br>ま被告三井住友銀行は賛成(コメントなし)と返信し、引き続き<br>被告三菱地所もコメントなしと賛成した。原告も一ヵ所小さい<br>修正を提案した以外基本的には賛成した。   | 甲52            |
| [53]<br>平成20年4月<br>~6月 | 訴外鹿島建設からの工事費増額要求を受け、被告三菱地所・<br>原告・訴外鹿島建設の間で協議(訴外鹿島建設との交渉につ<br>いては、原告からの了解を得て行っていた)  |   |                | 争う               | 原告は話を聞き値上げは約束が<br>違い反対したが、反対意見通す<br>権限はない。   | [36]<br>平成19年7月<br>31日                                       | 被告大和証券が被告三菱地所・被告三井住友銀行らと緊密<br>な連絡のうえ中心となって、定期借地権設定契約書を完成し<br>たと連絡があり、翌月8月3日午後2時より被告三菱地所で調<br>印が確定した。(契約書の日付は7月31日。)(既に数日前より<br>被告三社は調印日を決定していた。)   |                |
| [54]<br>平成20年6月<br>24日 | 原告、被告三菱地所、被告三菱地所設計で協議<br>被告三菱地所、工事費に関する訴外鹿島建設との交渉方針<br>について原告に対し提案  |   |                | 争う               | 原告は話を聞いたが賛否の決定<br>権限はない。工事中止も進言した<br>が権限なく無視された。   | [38]<br>平成19年8月<br>3日  | 定期借地権設定契約書は同日15時頃迄に調印完了し、原告<br>代表が被告三菱地所を辞した約30分後、被告大和証券は被<br>告三井住友銀行が作成した甲12・甲13の驚愕すべき契約違<br>反の、それ迄に調印した基本合意書や定期借地権設定契<br>約書を崩壊させる文書を送付していた。(同日付15時34分発<br>信)(本書を原告代表が受信したのは、米国時間同月7日[日本<br>時間8日深夜]であった。)三社共謀の詐欺的行為である。   | 甲12<br>甲13     |
| [55]<br>平成20年7月<br>1日  | 被告三菱地所、原告に対し、上記交渉方針で訴外鹿島建設と<br>の交渉を進める旨確認   |   |                | 争う               | 原告は話を聞いたが賛否の権限<br>はない。被告三菱地所は開発及び特定資産管理処分受託者(ア<br>セットマネージャー)の権限で単独で行える。(但し基本合意書と定期<br>借地権設定契約書の範囲内に限る。)  | [41]<br>平成19年8月<br>8日  | 原告は上述8月3日被告三井住友銀行よりの文面に対する原<br>告親会社の代理人の何の権限もない人の意見を被告三菱地<br>所に伝え関係者にccでEメールした。(甲37号証)このままのス<br>キームでは進めるのは困難との主旨を通知。既に被告三菱<br>地所も被告三井住友銀行も合意した基本合意書や定期借<br>地権設定契約書のスキームなら異議ない。原告はローンを断る<br>権利もないし、断っていない。原告は、被告三井住友銀行に<br>被告三菱地所もだまされたと勘違いし、被告三菱地所に申し<br>訳ないと想い、原告グループよりの、被告三井住友銀行と同<br>条件でのローンを提案した。(原告グループよりの借り入れ<br>は、アップフロントフィーも必要なく、担保も登記留保すれば<br>TMKは担保設定費用が掛らず、被告三井住友銀行のローン<br>よりTMKにとっては実質大幅に低金利となる。)被告三社(三<br>菱地所・三井住友銀行・大和証券)らは一社も何の回答もせ<br>ず放置した。もし原告が違反したのなら、被告らから直ちに異<br>議があつた筈である。 | 甲37            |
| [56]<br>平成20年7月<br>7日  | 被告三菱地所、原告に対し上記交渉方針で訴外鹿島建設と<br>の交渉がまとまらず、新たに工事費として4000万円を出損す<br>ることを提案し、原告から承諾を得る  |   |                | 事実でな<br>い。<br>争う | 被告三菱地所は鹿島建設に1億4<br>千万円値上げしたい、その内1億<br>円は設計変更して支払い4千万円<br>にした。実質1億4千万円の値上<br>げとなる。原告には承諾や反対の<br>権限はない。  |  |  |                |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表   |   |                              | 被告時系列に対する原告の認否 |              |  | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |  |    |
|------------------------|---|------------------------------|----------------|--------------|--|--|--|----|
| 日時                     | 内容  | 証拠(ないし争いない事実)等               |                |              | 原告のコメント  | 日時   | 内容   | 証拠 |
| [58]<br>平成20年7月        | TMK、訴外鹿島建設との間で請負工事契約の内容に関し合意                | 甲20、甲21                      | 7月14日<br>調印    |              | 当初は発注に反対したが原告に権限なく同意。  | [43]<br>平成19年8月<br>17日                                       | 原告は米国よりNTTのコンファレンスコールにて、上述8月8日原告よりの被告三井住友銀行の被告三菱地所に対する背信行為による基本合意書と定期借地権設定契約書に違反する行為を謝罪の意味も含めてローンの意思を伝えた。処が被告三菱地所は原告にはローンを行う資格がない等を理由として電話で即時断った。<br>もし被告三井住友銀行が既に承諾しているローンをしないでTMK(被告三菱地所)が真に困るなら、被告三菱地所は原告のローン提案を審議していくらでも合理的に解決する道はあった。<br>例えば、前述平成19年5月中間法人の基金300万円を被告三菱地所は全額契約に反し一方的に被告東銀リースに一旦振り込ませると原告に通知しながら、当局で問題が出る恐れがあると解ると、今度は原告にこの300万円を全額払わせたようにどのような方法でも相談出来た。(例えば、被告三菱地所と原告以外より出す、外部に頼む、契約でローンする、義務のない追加優先出資をして原告の新たな権利を決定する等々。)<br>それを一方的に電話で断つことは、被告三菱地所は会社の信用上、当初より被告三菱地所のクレジットで長期資金調達可能として原告に基本合意書まで調印させた手前自社で調達する覚悟を決めたと勘違いし(翌月には保証金の50%に相当する10億円の支払いが決定している)、一層被告三菱地所を原告は信用した。同時に、被告三井住友銀行が背信行為をしたことを、原告代表は被告三菱地所速水氏に謝罪している。<br>同時にこの電話会議で、この続きの話として、原告は保証金20億円を受領しても銀行に預けることしか考えておらず、被告三井住友銀行の被告三菱地所に対する背信行為の埋合せを含めて、保証金20億円はビル工事が完成迄延期(平成22年1月29日迄延期)を突然申出た。被告三菱地所(速水氏と宮ノ内氏)はこの申し出を即座に承諾し、上司の許可を得ることとして決定した。 |    |
| [59]<br>平成20年8月<br>1日  | 覚書(優先出資者間協定書変更)締結                           | 甲19                          |                | 認める          |  |  |  |    |
| [60]<br>平成20年8月<br>26日 | 原告、優先出資11億7600万円引受                          | 原告作成に係る平成20年2月29日付「お願い書」(乙1) |                | 一部認め<br>余は争う | 当時TMKにこの資金は必要なく、資金を運用して利益を上げることが繰り上げ出資の条件の一つになっていたが、被告三菱地所(TMK)は被告三井住友銀行にもうけさせるべく一銭の利息もつかない普通預金に入金して長期間放置した。     | [44]<br>平成19年9月<br>5日  | 被告三井住友銀行本店不動産ファイナンス営業部吉岡史人氏(本件ローン担当責任者)は同行天満橋法人部長田中氏を伴って原告に事務的ミスのためご迷惑をかけたとして謝罪に来た。原告は事務的ミスのような問題でなぜ謝罪に発生から1ヶ月もかかるのか一層疑いを持った。また何か悪だくみを考えているのか?と真剣に取り合わなかった。何か悪意のある目的がなければ、謝罪などのために1ヶ月も経過してから来社する必要は全くない。原告がそれ迄に被告三井住友銀行と具体的なローン交渉など一切したことはない。すべてアセットマネージャーの被告三菱地所が行っていた。   |    |
| [61]<br>平成20年9月<br>15日 | リーマン・ブラザーズ破綻                                |                              |                | 争う           | リーマン・ブラザーズ破綻は本件に無関係。<br>基本合意書第4条(4)、定期借地権設定契約書第5条2に於てリーマンのような経済変動は契約条件の変更理由から除外されている。<br>(借地借家法第11条の規定は適用されない条件) | [48]<br>平成20年1月<br>17日                                       | 東京銀座8丁目「すし銀」にて、被告三菱地所小野真路執行役員(当時)は同社幹部社員・原告ら5名の前で、前年8月の被告三井住友銀行のローン違約について、「三井住友の野郎はしょうがねえやつだ、締め上げてやる」と店に入ってくるなり大きな声で突然怒った。やはり被告三菱地所も被告三井住友にだまされたと原告は再び思い、当時は被告三菱地所に負い目を感じた。この出来事が原因として作用し、当時迷っていた優先出資残額約12億円を繰り上げ出資しTMKを支援することを原告は決断した。  |    |
| [62]<br>平成20年9月<br>25日 | 被告三菱地所、リーシング体制について、マスターリース方式を原告に対し提案し、承諾を得る |                              |                | 争う           | 証拠提出を求める。  |  |  |    |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表 |  |                | 被告時系列に対する原告の認否 |              |   | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |  |    |
|----------------------|--|----------------|----------------|--------------|---|--|--|----|
| 日時                   | 内容   | 証拠(ないし争いない事実)等 |                |              | 原告のコメント   | 日時   | 内容   | 証拠 |
| [63]<br>平成20年10月10日  | 原告の従業員から被告三菱地所に対し、午前11時19分付のメールにおいて、原告の優先出資の90%または100%を被告三菱地所に対し譲渡することを提案(価格は当時の不動産市況を考慮し、当初出資額の半額程度とすることを提案)  |                |                | 認める          |   | [50]<br>平成20年2月～平成20年6月頃迄                                    | 被告三井住友銀行が原告を被告三菱地所に紹介させた責任を感じ、TMK支援のため、優先出資金額の繰り上げ払いを申し出た。被告三菱地所は原告にお願い書を出せと指示し文書を口頭で提示したので、原告はその通りお願い書を出した。その後、原告は確実な投資利益の出そうな案件が出たため繰り上げ払いを元の契約通りに戻してほしいと被告三菱地所に申し入れたが、被告三菱地所は拒否した。原告は止むなく12億円余りの繰り上げ資金を別口座に保管しその後払い込んだ。   |    |
| [64]<br>平成20年10月14日  | 原告、被告三菱地所との電話会議において、税務上の損金計上目的で、原告の優先出資を被告三菱地所又は訴外チエン社へ譲渡することを提案   |                |                | 一部認め<br>余は争う | 原告は価値のない資産を計上して株主に粉飾決算を出来ないため。  | [57]<br>平成20年6月24日～7月7日                                      | 6月24日、被告三菱地所・被告三菱地所設計らは、原告本社で(原告代表は米国より電話で参加)鹿島建設への決定している工事代金を上げたくて強引に原告を説得した。原告は工事は中止した方が良いと進言したが、被告らは無視した。原告には中止させる権利はなかった。<br>翌月7月7日、小野真路執行役員は鹿島建設に1.4億円の実質値上げをして鹿島建設に発注を決定し、原告には反対する権利はなく、止むなく合意した。<br>被告三菱地所はなぜこれ程までして工事代金を上げたかったのか?被告三菱地所設計の失敗のために鹿島建設に迷惑をかけていた。この償いである。アセットマネージャーの失敗の損失を、優先出資者に負担させようとした。               |    |
| [65]<br>平成20年10月23日  | 被告三菱地所から原告に対し、午後1時2分付のメールにおいて、原告の優先出資を被告三菱地所へ譲渡する旨の提案を見送るとともに、訴外チエン社に対し譲渡する旨の提案を承知した旨報告  |                |                | 認める          |   |  |  |    |
| [66]<br>平成20年10月31日  | TMK、訴外鹿島建設に工事代金内金9億9540万円支払  | 甲20            |                | 認める          |   |  |  |    |
| [67]<br>平成20年11月18日  | 被告三菱地所、原告と面談し、市場の激変によるリーシング戦略変更に付き協議<br><br>原告「市場が激変しており、本件ビルについては、6割も埋まれば大成功。賃料に関しては、2割程度の下落を見込まなければいけない」<br>被告三菱地所の本件建物に関するマスターリースのマネジメントフィーに関する説明及び今後の交渉について、原告承諾 |                |                | 一部認め<br>余は争う | 市場が悪くなったからと言って、基本合意書や定期借地権設定契約書の変更はない。借地借家法第11条は適用しないと明記されており、経済変動は契約に影響しない。それをあえて変更するならアセットマネージャーとして謝罪が必要。 | [71]<br>平成21年2月27日   | 被告三菱地所仲條彰規部長(当時)はリーマンショックを理由として資金の借り入れが出来ないとか工事中止とか、基本合意書や定期借地権設定契約書に反する申し入れをしてきた。SPCは事業着工時にはアセットマネージャーの信用で資金調達を決定しておくのが基本条件である。<br>被告三菱地所が被告三井住友銀行と初めて原告に来社した平成18年11月17日に原告に類似プロジェクト例として提示した大崎フロントタワー(東京)でも、資金はすべて、借地保証金・工事費含めてSPC設立前に口頭で調達決定したようなことを吹聴していた。これが常識である。現に被告三菱地所は同社ホームページでも、ノンリコースローンを東京三菱銀行(当時)などから調達したと発表している。 |    |
| [68]<br>平成20年12月     | 原告、訴外チエン社に対し、TMK優先出資証券を譲渡  |                |                | 一部認め<br>余は争う | 原告はTMKへの優先出資権49%の約50%を譲渡した。全部ではない。  |  |  |    |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表   |   |                | 被告時系列に対する原告の認否 |                    |   | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |  |    |
|------------------------|---|----------------|----------------|--------------------|---|--|--|----|
| 日時                     | 内容  | 証拠(ないし争いない事実)等 |                |                    | 原告のコメント   | 日時   | 内容   | 証拠 |
| [69]<br>平成21年2月<br>27日 | 被告三菱地所、原告と面談<br>・被告三菱地所、原告に対し、借地料値下げと、金融機関からのローン調達を想定していた約63億円について原告がローン調達を拒絶したことを受け、①今後追加出資により事業を継続した場合、②出資を取りやめた場合、③事業を継続しつつ原告が賃料を引き下げた場合の各想定シナリオを提示  |                |                | 原告・被告の面談は認め、その余は争う | 原告はローン調達を拒絶していない。被告三菱地所は被告三井住友銀行に同意していたローンを実行させる義務があった。被告三菱地所仲條彰規部長が、工事中止を原告に提案した。意味不明の話が多く、原告を混乱させようすると感じる話が多く、書面で出すよう求めた。   | [74]<br>平成21年3月<br>3日  | 被告三菱地所小野真路執行役員(当時)は、重要な書面の最重要部分を故意に外し原告にEメールし、基本合意書や定期借地権設定契約書に反する一方的な通告とも取れる申し入れをして原告を故意にだまして合意させようとした。平成19年8月17日に原告のローン等(交渉すれば優先出資に変更出来た)等の申し出を失礼な態度で協議もせず拒否しながらである。(この当時は被告三井住友銀行や被告大和証券を利用して、TMKを行詰らせ二東三文でTMKや土地を取る計算であつたため、原告よりのローン等には同意しなかった。)当然原告は契約に反する申し出は承諾出来ない。原告の賃料は約半減して自社の高価なフィーや設計監理料等は一切値下げせず当初の規定通りに取って原告のみに負担を負わせ原告を食い物にする提案であった。  |    |
| [70]<br>平成21年2月<br>27日 | 原告代表者から被告三菱地所に対し、午後11時2分付のメールにおいて、①訴外鹿島建設に工事をストップさせた場合の費用の概算、②平成20年12月末のTMKの決算書、③平成21年2月末時点のTMKの現金残高、④被告三菱地所の支払期日と金額の内訳について、会社に聞けばすぐ分かるのだが、会社には内密にしたいので、被告三菱地所から教えてほしい旨連絡   |                |                | 一部認め<br>余は争う       | ①工事のストップは最初に被告三菱地所が言い出した。それを聞いて、原告代表は費用は幾ら掛かるのかと質問した。②原告社員達に被告三菱地所の本件に対するいい加減さを知られないよう同社の信用を守るために原告の会社には内密であると伝えた。  | [83]<br>平成21年7月<br>1日  | 被告三菱地所小野正路執行役員(当時)が単身原告事務所で原告代表らと面談。席上小野執行役員は、今後は自分が全面にてて本件をまとめると原告代表らの前で断言し、いつでも互いに連絡が取れるよう携帯電話番号を交換したいとして原告代表らの携帯電話番号を聞き出し、更に、本件解決のため被告三菱地所代表者らへの通信文の送信を控えてほしいと要求した。これより早い段階で、原告は被告三菱地所による携帯電話の盗聴を心配し、小野執行役員の知らない外国の電話番号を使用していたので、公の日本の携帯電話番号は教えた。<br>原告は小野氏の言葉を信じて同氏の要求に応じ、その後本件諸問題に関する被告三菱地所宛て通信文の送付を控え、被告三菱地所による円満解決を待っていた。しかし、小野氏は何ら解決をしようとせず、原告代表に電話一本かけて来たこともなく、被告三菱地所小野氏らはその後も原告を陥れるような態度を変えなかった。小野氏の約束違反により、その後原告は通信文の送付を再開した。 |    |
| [72]<br>平成21年3月<br>2日  | 原告代表者から被告三菱地所に対し、午前1時33分付のメールにおいて、原告には内密に、平成21年2月27日付で被告三菱地所から原告に対し提示された想定シナリオを基に、原告の投資家に対する説明資料とし、①本件事業が破産となっていること、②被告三菱地所が想定シナリオを計画したこと、③原告の優先出資は当初より繰り上げて入金されているが、本件事業は工事完了時には破綻するという趣旨のヘッドラターを付した上、当該想定シナリオを原告に送付してほしい旨連絡<br>被告三菱地所から、原告代表者に対し、午後7時12分付のメールにおいて、TMKの作成途中の契約書、通帳の写し、優先出資間契約を送付 |                |                | 一部認め<br>虚偽等<br>争う  | 被告三菱地所は独自の判断で、原告の希望通りには行っていない。<br>尚、原告代表は海外からEメールを送付したのであり、その時間を日本時間に換算すると日本時間午前1時33分となるだけであり、深夜にEメールを送付したのではない。<br>更に、被告三菱地所送付書類の記載のうち、TMK作成途中の「契約書」は虚偽で、正しくは、TMK作成途中の「決算書」である。しかも、送付された決算書等は正確な時価が附則で説明されておらず、粉飾の程度は不明であった。 |  |  |    |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表   |   |                | 被告時系列に対する原告の認否    |  |                         | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く)  |    |    |
|------------------------|---|----------------|-------------------|--|-------------------------|---|----|----|
| 日時                     | 内容  | 証拠(ないし争いない事実)等 |                   |  | 原告のコメント                 | 日時  | 内容 | 証拠 |
| [73]<br>平成21年3月<br>3日  | 被告三菱地所から、原告代表者に対し、午後8時0分付のメールで原告宛のレターを送付し、上記レター案の確認を要請  |                | 一部認め<br>虚偽等<br>争う | 最も重要な添付書類を被告三菱地所は故意に外して原告をだました。この重要な部分は、既に手渡していたと被告三菱地所は弁明した。原告は受取っていない。本文は正式書面であり、同時に添付書面も付けて送付するのが義務である。   | [87]<br>平成21年11<br>月10日 | 被告三菱地所伊藤裕慶代表取締役専務執行役員が本件に深く関わった。本件に詳しい管理部と都市開発部の部下3名と共に、原告に来社。伊藤代表取締役は、原告には、それ迄に小野真路執行役員が命令調で失礼極まる言動で要求していた追加優先出資の義務はない、それ迄小野執行役員の言った土地賃料値下げ等の依頼は撤回する等の主旨の言明を誠実にされた。その上、12月9日に被告三菱地所本社で円満解決するとの話し合いが成立した。原告はこの方となら解決すると信じた。<br>処が、被告三菱地所が録音したこの会議のテープ起こしを原告が要求した処、被告三菱地所が拒否し、これが原因で会議は中止、その後原告は大幅に遅れてテープ起こしを行った。被告三菱地所の他の者より伊藤専務の円満解決の約束を履行させない力が働いた感じがした。責任問題発生？ |    |    |
| [75]<br>平成21年3月<br>4日  | 原告代表者から、被告三菱地所に対し、午前1時29分付のメールで上記レター案(本件建物から得られる収益及び想定売却価格の見込みは、当初計画より大幅に下方修正することを余儀なくされたこと等)に異存はないので、直ちに押印の上、原本をシンガポールの訴外チェン社に送付してもらいたい旨連絡   |                | 争う                | 最重要な別紙シナリオが故意に添付されておらず、原告は勘違いさせられた。原告の土地賃料は固定資産税を含めると実質契約賃料の約半値以下に下がるが原告にはすぐに理解出来ないような、紛らわしいいつもの調子の書類であった。一方、被告三菱地所は当初の規定通り高額のフィーと設計監理料等を100%取ると言う原告を馬鹿にした案であった。   | [89]<br>平成21年11<br>月19日 | 別訴(被告鹿島建設・TMK)で判明したことであるが、平成21年11月19日、被告三菱地所は鹿島建設との会議で「決して迷惑をかけないので竣工に向けて予定通り工事を進めてほしい」と工事代金支払いを口頭で鹿島建設に保証した。<br>原告はこの口頭保証は一切知らない。被告三菱地所によるこの保証の件は原告と鹿島建設の別訴において鹿島建設が裁判所に明確に書面等で明かしたため初めて知った。このような保証を被告三菱地所が原告に事前にも事後にも何の通知もせず単独で行っていたことは、被告三菱地所がTMKは自社の一部であると承認していた証拠である。もしそうでないなら、このような高額(約40億円)の口頭保証など当然原告に事前に通知する義務がある。                                       |    |    |
| [76]<br>平成21年3月<br>11日 | 被告三菱地所、原告と面談し、原告の依頼に基づき、本件建物工事を中断した場合の法的整理及びコストについて説明<br>原告代表者より、原告の投資家に対し、原告が被告三菱地所に譲歩する理由に関する説明を求められているが、海外投資家のため、原告が被告三菱地所を取引先に持つメリットを理解してもらえない旨言及。4月5日から10日に大洋の投資家に事情を説明する機会があるので、それまで被告三菱地所と情報交換しながら検討していく旨の発言 |                | 争う                | 工事中止は被告三菱地所が案として持ち出したもので、原告はいくら費用が掛かるのか等と質問した。「法的整理」など出ていないと思う。文言が事実と異なるように思われる。被告三菱地所はポケットに録音機を隠している場合が多く、録音の提出を求める。  |                         |   |    |    |
| [77]<br>平成21年4月<br>10日 | 被告三菱地所、原告との電話会議において、平成21年3月3日付レターの内容について補足説明の上、当初想定の63億円のローン調達が不可の場合、原告にて追加出資として31億円の調達が可能かを確認したく、そのうえで当該調達額を投資するために必要な想定リターンのために本件借地権契約の賃料減額が必要となる旨説明<br>原告より、訴外チェン社の投資家も含めて継続協議する旨回答                              |                | 争う                | 被告三菱地所は、平成19年8月17日原告投資家よりの63億円ローン申出を屁理屈をつけて失礼な態度で断りながら、状況が変化するとまた資金援助を申し込み、出資する気持ちはなかった。契約上原告には一切追加出資の義務はない。但し被告三菱地所がアセットマネージャー(特管者)としての責任違反を謝罪し協力を申し出れば考慮の余地はあった。 |                         |   |    |    |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表   |  |                | 被告時系列に対する原告の認否 |           |  | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |  |     |
|------------------------|--|----------------|----------------|-----------|--|--|--|-----|
| 日時                     | 内容   | 証拠(ないし争いない事実)等 |                |           | 原告のコメント  | 日時   | 内容   | 証拠  |
| [78]<br>平成21年4月<br>13日 | 被告三菱地所、原告に対し、賃料減額を行わなければ、TMKが債務不履行に陥る旨と、かかる判断に至ったプロセスを説明 |                |                | 争う        | 借地借家法第11条は適用を除外されており、原告に賃料減額の義務はない。しかし被告三菱地所がアセットマネージャーとしての責任を謝罪し協力を要請しておれば検討していた感じはする。  | [91]<br>平成21年11<br>月26日                                      | 被告三菱地所は突如TMKの買取り案(ビル共)を提出して来た。(甲23号)この提案と称する買取り案は被告三菱地所は社内で承認されておらず買うか買わないか被告三菱地所は不明との主旨であり、原告をだまして買取らせる気であったと思われる。しかも清算金の中には、被告三菱地所の詐取未遂に終わった1,500万円を被告三菱地所又はTMKで取り込む魂胆が含まれている。その上、リーシングの責任を果たさず放棄しておきながら、既にこの時点で詐取していた約3,700万円を返金もせずに新規にこの費用を見込んで1,000万円近くも追加で取る(未送金)と詐欺的悪意を秘めた提案であった。しかもこの当時既に御堂筋フロントタワーには手抜き工事が多数あるような噂があり、もし被告三菱地所が買取るならそれで良いと原告は思っていたが原告を陥れるジェスチャーであったようである。 | 甲23 |
| [79]<br>平成21年4月<br>27日 | 原告より、被告三菱地所に対し、本件事業は全て被告三菱地所に任せた事業である旨記載の書面送付            |                |                | 認める       | 被告三菱地所は平成18年11月7日被告三井住友銀行と同行して、以後数回に亘り同行を介して、また一体である基本合意書においても、被告三菱地所はアセットマネージャー(開発及び特定資産管理処分受託者)としてTMKのすべての業務を被告三菱地所が行うことを原告は承知していた。基本合意書でも、原告は一切重要事項の権限をはく奪されている。                              | [92]<br>平成21年11<br>月28日頃                                     | 原告は被告三菱地所伊藤代表取締役専務に、先日11月10日の原告本社での会議の録音のテープ起こしの提出を12月9日の円満解決の準備のため求めた。被告三菱地所は提出を拒否。12月9日の円満解決会議は、拒否により中止となる。伊藤代表取締役専務執行役員は円満解決を望んでおられたようであるが、本件詐欺未遂的事業の中心担当者小野真路執行役員(当時)・仲條彰規部長(当時)他速水徹氏・鍵野博信氏・宮ノ内大資氏・山本勝則氏らがこの会議の録音テープ起こしの提出を拒否し、伊藤専務の円満解決を潰したと原告は推測する。もし円満解決すると、上述6名らの責任?問題が発生する?   |     |
| [80]<br>平成21年4月<br>30日 | 被告三菱地所、原告と面談し、原告に、賃料減額・共同の追加出資を要請したが、原告は、賃料減額を拒否         |                |                | 概ね認め<br>る | 定期借地権設定契約書に賃料減額(改訂)の要件が明記されている。それを無視して減額せよと言うなら、当然責任者として謝罪の上真摯に依頼するなら検討した。原告に追加出資義務はない。後に(平成21年11月10日)伊藤裕慶代表取締役専務執行役員が原告本社にて、原告には追加出資の義務ないと3回も宣言した。原告本社で、賃料等の値下げ要求も撤回した。被告三菱地所はこの会議の録音テープを持っている。 |  |  |     |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表   |   |                | 被告時系列に対する原告の認否 |   |         | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |  |    |
|------------------------|---|----------------|----------------|---|---------|--|--|----|
| 日時                     | 内容  | 証拠(ないし争いない事実)等 |                |   | 原告のコメント | 日時   | 内容   | 証拠 |
| [81]<br>平成21年6月<br>8日  | 原告より、被告三菱地所に対し、計画建物の取得希望者がおり、検討に当たりデューデリジェンスの実施を希望している旨報告 |                | 概ね認め<br>る      | 被告三菱地所はこの話に乗らなかった。本件ビルは他に一棟貸しで決定している感じであった。原告の調査では相手は三菱UFJニコスである。                   |         | [96]<br>平成21年12<br>月24日                                      | 被告三菱地所設計と被告三菱地所らは本件建物の法律上の検査を受け完了した。真実は検査を受ける要件を満たしていなかったが、検査会社をだまして検査済み証を取得した。後にこの検査を受けたKOパネルの問題を被告三菱地所・被告三菱地所設計・鹿島建設は国土交通省と共に重大問題を引き起こした。<br><br>その後被告三菱地所・被告三菱地所設計・鹿島建設らは平成22年1月より同年国土交通省や大阪市をだまして、KOパネルの小さい目地問題を大事故のごとく拡大し、KOパネルが不良品とし故意に現物とは異なるパネルを製作し、耐火試験を不合格とさせた。<br><br>ちなみに、平成22年4月7日に国土交通省より同時に発表された7物件の不良KOパネルの代表建物だったワールド北青山(東京(耐火1時間、御堂筋フロントタワーと同じ))は一切是正工事を行わず放置されて、国土交通省も問題にしていない。是正工事を行う程ではなかった。同時期に発生した札幌新千歳空港連絡橋施設のKOパネルでも目地部分に多少問題があり、国土交通省の新認定を取り、調査期間も含めて手直し期間約1カ月で北海道庁の検査も完了した。御堂筋フロントタワーも同規模であり、小さい手直しで終わったはずであるものを6カ月以上もかけ国土交通省にプレス発表までさせて被告三菱地所・被告三菱地所設計・鹿島建設らは大事件にした。 |    |
| [82]<br>平成21年6月<br>12日 | 被告三菱地所、原告に対し、建物工事の交渉経緯等に関する説明資料を送付し、逐次訴外鹿島建設と交渉を行っていた点を説明 |                | 一部認め<br>る      | 逐次鹿島建設と交渉を行っていたことなど原告は聞いていない。たまに聞いた程度である。契約上、+基本合意書と定期借地権設定契約書の範囲内であれば原告に説明する義務はない。 |         |  |  |    |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表    |  |                | 被告時系列に対する原告の認否 |              |  | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |   |    |
|-------------------------|--|----------------|----------------|--------------|--|--|---|----|
| 日時                      | 内容   | 証拠(ないし争いない事実)等 |                |              | 原告のコメント  | 日時   | 内容  | 証拠 |
| [84]<br>平成21年7月<br>22日  | 被告三菱地所、原告、訴外チェン社と面談<br>・原告より、本件事業の計画当初から現時点までの経緯に<br>係る認識につき説明、被告三菱地所設計の業務内容につき<br>疑義がある旨発言<br>・被告三菱地所より、今後の取り進めの方向性(長期保有シ<br>ナリオにてマーケット回復を見込む、今後の必要資金につい<br>て追加出資を検討、被告三菱地所・被告三菱地所設計の<br>フィー削減、本件借地権契約の賃料減額)を提案 |                |                | 争う           | 担当の伊藤裕慶代表取締役専務<br>執行役員と初めて被告三菱地所の一方的な要望のごとき話しが<br>あった。<br>それ以外には誠実な提案などは<br>なかった。会議の帰り間際に、出<br>所不明のちらしのような用紙を一<br>枚渡された。<br>平成21年3月3日、小野真路執行<br>役員が重要書類を故意に省き、<br>原告だけに土地賃料を半額に値<br>下げさせ、被告三菱地所らは当初<br>決定通り全額取ると言うアセットマ<br>ネージャーの責任を一切取らず不<br>誠実な行為を行わず応分の責任<br>を明確に果たしておれば、話し合<br>いが出来たが、原告の信頼関係<br>を破壊させた後では手遅れであつ<br>た。 | [99]<br>平成22年1月<br>13日                                       | 被告三菱地所駒田久法務室長は名古屋マリオットホテルにて<br>KOパネル手抜き等原告代表に報告。完成は半年ほど先に遅<br>れる。又同時に鹿島建設への支払い義務は発生しない。鹿島<br>建設には時間をかけて料理し損害金を取ると原告に約束し<br>た。一方鹿島建設より支払い請求が来て引き渡し拒否等支離<br>滅裂の説明あり、原告は駒田氏を疑う。鹿島建設は先履行義<br>務があり、当ビルは手抜きがあつてもTMKに信用不安があつ<br>ても、平成22年1月15日に引き渡し義務がある。支払期日は<br>引き渡し日より2カ月後月末である。もしこの時にTMKが資金<br>繰り上支払いが出来ない又は完全に手直しが完了していない<br>時は完了次第に工事代金を支払うのが道理である。その時に<br>払えなければ本件建物に鹿島建設が担保設定する、又はTM<br>Kは大幅に損失をしても売却して工事代金を支払う。不足金<br>があればアセットマネージャーが中心となって払い、被告三菱<br>地所が誠実な態度を示せば原告も協力する。処が被告三菱<br>地所は、TMKを行詰らせ鹿島建設に商事留置権を主張させ<br>原告のTMK出資金と土地を二束三文で取り上げる魂胆があ<br>り、このような正当な解決案は出さなかつた。<br>処が、KOパネル手抜きは目地だけが当時は問題であり、短<br>時間で改善工事が出来る。しかし被告三菱地所も鹿島建設も<br>他に目的があり一般常識の行動を実行しなかつた。 |    |
| [85]<br>平成21年8月<br>7日   | 被告三菱地所、原告と面談<br>平成21年7月22日付提案に対する原告の検討状況を確認した<br>が、進展なし  |                |                | 争う           |  | [104]<br>平成22年2月<br>9日                                       | 前月1月29日、原告の厚意で2年半も延期した保証金を同年1<br>月6日より何回にもわたって被告三菱地所に請求していたが<br>誠実な態度を一度も示さず解決策と称する実現不可能な提案<br>を被告三菱地所は提出し、正直に解決する気持ちがないこと<br>が確認出来たので、契約違反を理由とする差押え申立を。処<br>が当日東京地方裁判所21部より却下する旨の通知を原告は<br>電話で受けた。異議あるなら上申書を提出せよとのことであつ<br>た。原告代表は上述東京地方裁判所21部の書記官にこの正<br>当な申立を却下された為原告が将来損害が発生した時は國<br>家賠償請求手続きをすることになると言ひ残し、緊急に當日<br>夕方、上申書をとりあえずFAX送信しようとしていた処、同日<br>朝東京地方裁判所で面談した書記官より電話があり、本件は<br>特例で差押え命令を三井住友銀行本店に送付した。朝伝えた<br>上申書は提出しなくてよいと伝えて來た。一旦却下した差押<br>え申立を特例でこのようなことが出来るのか原告は當時不思議<br>に思った。その後2週間程で差押え金9.5億円程は三井住友銀<br>行より原告銀行口座に入金した。原告は預り金として定期預<br>金に入れ、TMKに預かり通知を出した。   |    |
| [86]<br>平成21年10<br>月5日  | 被告三菱地所より、原告、訴外チェン社に対し、TMKに原告、<br>訴外チェン社が20億円、被告三菱地所が20億8200百万円[原<br>文ママ]を出資し、残る必要資金について金融機関等のロー<br>ン、社債発行による資金調達を図る旨提案   |                |                | 争う           | もし事実なら、いつもごとく同じ<br>ことを繰り返しているようである。<br>また金融機関等から借り入れると<br>当初の実行しなかった計画を持ち<br>出し、被告三井住友銀行と被告三<br>菱地所・被告大和証券らが原告を<br>だました時と同手法。  | [105]<br>平成22年1月<br>8日～平成22<br>年12月頃まで                       | 原告より提案の解決策を被告三菱地所は次々拒否し、又は<br>何の回答もせず無視した。被告三菱地所は多数の解決策と<br>称する欺瞞に満ちた提案書を原告に何度も渡した。いつも被<br>告三菱地所の提案は社内の正式承認を得ていないこと又い<br>つも鹿島建設を含み鹿島建設と交渉しなければならないと<br>か、実行する意思はなく、原告をまた被告三井住友銀行の<br>ローンの時と同じく多数の書面を出しかく乱させ陥れるよ<br>うな内容であった。被告三菱地所はTMKの開発及び特定資産管<br>理処分受託者(AM・アセットマネージャー)であり、この失敗に<br>より原告に大きな損害をかけたことを謝罪し協力を懇願してお<br>れば、原告は平成19年8月17日の時のように当時は真実を知<br>らないため63億円の支援を申し出たように協力していたと信<br>する。  |    |
| [88]<br>平成21年10<br>月16日 | 被告三菱地所より、原告、訴外チェン社に対し、本件建物売<br>却についても検討する必要があると考えている旨報告  |                |                | 争う           |  |  |   |    |
| [90]<br>平成21年11<br>月26日 | 被告三菱地所より、本件建物の原告、訴外チェン社又は被告<br>三菱地所による買取提案   | 甲23            |                |              | 被告三菱地所は買い取る素振り<br>だけ見せて実行しなかった。他に<br>も同様の行動は多数あつた。   |  |   |    |
| [93]<br>平成21年12<br>月15日 | 原告代表者より、被告三菱地所に対し、条件によっては原告<br>が建物を買い取る可能性がある旨連絡   |                |                | 一部認め<br>余は争う | 当時既に建物に手抜きがある噂<br>があり、難しくなつた。提案者の被<br>告三菱地所が手抜き工事の責任<br>上買い取るべきである。  |  |   |    |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表 |                                       |                | 被告時系列に対する原告の認否 |    |   | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |  |     |
|----------------------|---------------------------------------|----------------|----------------|----|---|--|--|-----|
| 日時                   | 内容                                    | 証拠(ないし争いなし事実)等 |                |    | 原告のコメント   | 日時   | 内容   | 証拠  |
| [94]<br>平成21年12月24日  | 訴外鹿島建設より国交省へ、KOウォール不具合に関する報告          | 甲24            |                | 争う | 国土交通省発表は4ヶ月程後である。平成22年4月7日以降原因究明を行えとしている。処が既にこの発表の4ヶ月程前より不合格の原因を作り、国土交通省をだまして発表させたと信ずる。鹿島建設に商事留置権を主張させるため?<br>12月24日に通報があり、同24日に国土交通省は行動を起こせない。嘘であることを証明している? | [117]<br>平成23年1月31日  | 被告三菱地所は平成23年1月31日大阪地方裁判所第10民事部に「法律関係の調整を求める」と言う意味不明の調停を申請した。原告にとっては一度も調停に出廷していない4月20日に、今度はTMKに破産手続き開始申立を東京地洋裁判所に出させた。そして同日に被告三菱地所は、破産は反対だと支離滅裂の書面をTMKに出した。この法的根拠のあいまいな調停申し立てにおける主張はその後の原告の反論で崩壊した。   |     |
| [95]                 | 本件建物の竣工検査                             | 争いなし           |                |    |   | [119]<br>平成23年3月25日  | TMK(被告三菱地所・被告東銀リース)は再三要求している決算書を1年近くも遅れて提出したが内容に疑問があり、原告らは帳簿等の閲覧を要求した。処がTMKは被告三菱地所・被告東銀リースの指示と思われる行動を取り、原告らの閲覧をあらゆる手段を使って拒否した。基本合意書第9条では、原告らはいつでも帳簿等の閲覧が出来ると決まっている。TMK(被告三菱地所・被告東銀リース)はここでも重大な違反を犯した。<br>同日原告役員らが被告東銀リース本社が入居するビル(TMKの登記住所)に行った処、被告三菱地所は帳簿閲覧をさせないために事実上名義借りの被告見上正美だけに任せた不安があると感じたらしく、会議室裏より指導するべく被告東銀リースに来た処、鉢合わせした原告の役員ら3名に発見され、このうち2名の被告三菱地所の本件直接担当者は、慌てて顔を左手で隠して頭を下げる逃走した。(甲53?号証【新証拠】)。処が、その逃げた被告三菱地所担当者らは別室より会議を盗聴し携帯電話で被告見上正美に、原告らの調査の核心部分の説明を拒否するよう指示した。その上、既に解除した定期借地権設定契約書の復活を被告見上正美に要望させた。(このような要望をするのはアセットマネージャーの被告三菱地所の業務である。)<br>原告は特管者の被告三菱地所代表権者より謝罪の意を表明されることとの主旨を話した。この行動が第一歩であると申し添えた。<br>被告三菱地所が原告に与えた多額の損害や無数の背信行為を真摯に謝罪しておればいろいろな対応が可能であった。 | 甲53 |
| [97]<br>平成22年1月5日    | 本件建物の検査済証受領                           | 争いなし           |                |    |   |  |  |     |
| [98]<br>平成22年1月13日   | 被告三菱地所から原告に対し、KOウォール不具合通知             | 争いなし           |                | 争う | 正当な文面ではない。不具合は早い時期に解っていた。   |  |  |     |
| [100]<br>平成22年1月14日  | 原告から被告三菱地所、被告に三菱地所設計に抗議文書送付           | 争いなし           |                |    | 被告三菱地所は、手抜き工事の支払いを義務ないと知りながら鹿島建設に支払いをしたかった。その上、引き渡しを受け登記しようとしない。鹿島建設に商事留置権を与える理由としたかった。   |  |  |     |
| [101]<br>平成22年1月15日  | 訴外鹿島建設による本件建物竣工・引渡時期経過                | 甲20            |                | 争う | 検査済み証は受領しており、法的には引き渡し可能であり、被告三菱地所は鹿島建設から引き渡しを受け登記するアセットマネージャーとしての義務がある。商事留置権を鹿島建設に主張せる目的のためあえて引き渡しを受けなかった。  |  |  |     |
| [102]<br>平成22年1月29日  | TMK、原告に対する保証金支払期限経過                   | 甲14、甲15        |                | 争う | 約2年半も協力延期したにもかかわらず1円も払わず巨大ビルを完成させてしまい、放置し、止むを得ず原告は差押え準備開始。  | [123]<br>平成23年4月27日  | 原告にとっては第1回目の調停期日があった。被告三菱地所も出席した。調停委員長は次回期日を決定し、午後原告が帰社してしばらく経過した時、TMK破産手続き開始決定の通知がTMKの弁護士よりFAXで送付されてきた。午前中の調停の経過を東京より見ていたらしい。原告は被告三菱地所が調停を悪用し破産で締め上げようとする悪意を感じ一層硬化した。既に1週間も前にTMKは破産手続き開始申し立てを出しており、被告三菱地所は調停での解決など考えていなかつた。調停と破産の手続きを悪用した脅迫的な破産である。この破産は後の「明治三百代言」の脅迫状(甲54)深い関係があると直感している。  | 甲54 |
| [103]<br>平成22年2月9日   | 原告、保証金を請求債権とする、TMK預金債権9億4409万1584円の差押 | 争いなし           |                |    | 原告預り金とし、不足保証金を払えばその後復活すると通告。差押分は銀行に定期預金として別口座で預かり被告らに通告。  |  |  |     |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表 |   |                | 被告時系列に対する原告の認否 |             |   | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |   |    |
|----------------------|---|----------------|----------------|-------------|---|--|---|----|
| 日時                   | 内容  | 証拠(ないし争いなし事実)等 |                |             | 原告のコメント   | 日時   | 内容  | 証拠 |
| [106]<br>平成22年2月26日  | 被告三菱地所、原告と面談<br>被告三菱地所が原告に解決金3億円を支払い、①原告が建物を取得する案、及び②三菱地所を主体とした新法人が現行の借地条件を維持した上で建物を取得する案を提案  |                |                | 認否不可能<br>虚偽 | 被告三菱地所の提案では、手持ち資金10億円を鹿島建設に支払う等資金もないのに何故10億円の手持ちがあるのか？その他、実現不可能な不審な前提条件多数。被告三菱地所も鹿島建設もこの案は未決定であると被告三菱地所は言明しながら、これが解決であると話していた。  | [124]<br>平成23年5月12日  | マスコミが一斉にTMKの破産を報道した。被告三菱地所は大手会社であり、破産と調停を悪用したなど世間は考えず、巷では、原告が契約違反を犯して被告三菱地所は手に負えず破産で処理したと誤解され、原告は大きなダメージを受けた。被告三菱地所広報部は、マスコミの照会に対し、被告三菱地所の関知しない処でTMKの独自の判断で破産を決定された。三菱地所は破産には反対であったとの主旨の公式発表を行った。その後も現在迄同じようなことをあるごとに言っている。   |    |
| [107]<br>平成22年2月28日  | TMK、原告に対する借地料の支払期限経過  |                |                |             |   | [125]<br>平成23年5月12日<br>「破産は被告三菱地所と被告東銀リースの共謀である」             | 被告三菱地所はTMKの破産はTMKの独自の判断で行った、被告三菱地所は関知していないとの主旨を発表している。<br>TMKの独自の判断とは誰が下すのか？<br>TMKはアセットマネージャーの指示のもと業務を行っている。<br>特別重要な問題があれば特定出資者や優先出資者との協議で決定される。単なる器にすぎないTMKに独自の判断などない。当時TMKには25万円しか資金ではなく、破産に必要な多額の資金(裁判所への予納金・弁護士への破産申立費用等)をほぼ全額被告東銀リースが立て替えたと最近自白した。[平成26年5月2日被告東銀リース準備書面(3)]被告東銀リースであれ、同社社員の被告見上であれ、当然被告三菱地所の指示なくして勝手に超重要な破産など申立ない。この被告東銀リースの行為は、TMK中間法人(当時)設立に際し、被告三菱地所は被告東銀リースに中間法人設立基金300万円を一旦出すように指示した(被告三菱地所51%原告49%)。処が、中間法人設立発起人もその役員も中間法人が100%出資するTMKもTMKの役員もすべて被告東銀リースの役員・社員が行うことは関東財務局金融監督第4課より問題視されることを怖れ、300万円の被告東銀リースよりの基金は中止して突然原告に全額払うよう被告三菱地所が依頼したのと実体は同じである。この時は、財務局の目をごまかすためであったが、この破産は、原告を悪者に仕立て被告三菱地所は被害者の振りをして善人になりすまし世間の目をごまかそうとした。被告三菱地所は破産と言うような卑屈な手段を取らず原告と誠実に協議していれば破産など発生せず再建出来た。原告は止むを得ずホームページでこの破産の事実を世間に発表し始めた。 |    |
| [108]<br>平成22年3月6日   | 被告三菱地所、原告、訴外チェン社と面談<br>原告より、被告三菱地所に対し、①訴外チェン社の優先出資権の20億8800百万円[原文ママ]での買い取りによる包括和解、被告三菱地所が主体となって設立する新会社による借地契約の承継、②平成19年頃から原告が被告三菱地所に対して共同開発を提案しながらとん挫していた米国アリゾナ州所在の土地に関連して、当該土地を所有する会社の株式を訴外チェン社から買取ることによる包括和解(買取金額は4,000万米ドル(土地評価額相当)+21億円を予定。)及び被告三菱地所が主体となって設立する新会社による借地契約の承継の提案 |                |                | 虚偽<br>争う    | 被告三菱地所駒田久法務室長とシンガポールで協議。直前の駒田室長の失礼極まるストーカー行為によりシンガポール会議は失敗。原告は何も提案していない(提案書は準備していたが提案書は駒田氏の目前で破棄した)。原告が提案したと主張するなら、被告三菱地所にその証拠の提出を求む。   | [129]<br>平成23年9月13日  | TMK破産管財人は、原告の反対にも関わらず原告の所有する御堂筋の土地を原告の知らぬ間に約44億円で売却した(条件付き)と「ご連絡」と称する文書で通告して来た。鹿島建設は債権届けでは約42億円余りを要求しており、しかも商事留置権があると主張していた。もし原告が自社所有地の売却に賛成しておれば、この鹿島建設の42億円を差し引かれ僅2億円(坪当たり約36万円余り)で、大阪の一等地を二束三文で破産管財人・被告三菱地所並びに鹿島建設らで取り上げようとしたと原告は思った。  |    |
| [109]<br>平成22年3月31日  | TMK、訴外鹿島建設に対する請負残代金の支払期限経過  | 甲20            |                | 争う          | 被告三菱地所・被告三菱地所設計・鹿島建設は故意に引き渡しを延期し、TMKを行詰らせようと画策した。鹿島建設は引き渡しをしていない。約定により引き渡しておれば2カ月経過後の月末に工事代金支払い期日が来るが、引渡していないので支払い期日は到来しない。もし引渡していたのにTMKが期日に支払わなければ鹿島建設は本件建物を担保に取れば良い。当然原告も異議はなかった。 |  |   |    |
| [110]<br>平成22年6月9日   | 原告、TMKに対し借地契約解除通知(6月10日到達)  | 甲25            |                | 争いなし        | 定期借地権設定契約書解除によってTMKに建物撤去を要求。鹿島建設には内容証明郵便で工事現場からの退去を要求。処がこれら2社もアセットマネージャーも契約違反による退去を無視して不法行為を強行し工事を一応は完成したと称している。  |  |   |    |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表    |                                     |                                   | 被告時系列に対する原告の認否 |    |  | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く)           |  |    |
|-------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|----------------|----|--|--|--|----|
| 日時                      | 内容                                  | 証拠(ないし争いない事実)等                    |                |    | 原告のコメント  | 日時   | 内容   | 証拠 |
| [111]<br>平成22年6月<br>30日 | 完了検査終了                              | 争いなし                              |                | 争う | <p>建築基準法違反。国土交通省の認定書に基づく施工計画書通りの改善工事は完了していない。被告三菱地所・被告三菱地所設計は、大阪市と原告に虚偽の12条完了報告を行った。TMKとの定期借地権設定契約無効による不法行為による工事現場からの撤退通告を無視して工事を強行して完了したとしている。</p> <p>アセットマネージャーの被告三菱地所は、鹿島建設から引き渡しも受けず登記も行わず義務に違反している。従って鹿島建設には支払い義務も発生していない。</p>  | [135]<br>平成24年1月<br>16日<br><br>「被告三菱地所ら調停委員会和解勧告拒否。原告よりの再建案も被告三菱地所ら拒否」 | <p>調停委員会はそれ迄に、被告三菱地所に対し調停勧告書案を送付し、被告三菱地所の合意を求めたが、被告三菱地所は調停委員会の努力を一蹴し、勧告案を拒否した。原告はまだ勧告案の内容は知らなかったが、調停委員会は三原崇功破産管財人のように被告三菱地所に利益を与える無謀な案は出さないと信じており、勧告に従う気持ちが強かった。処が、被告三菱地所ノ拒否で調停委員会の解決案は崩壊した。被告三菱地所と鹿島建設、三原崇功破産管財人は原告を腕力でたきつぶそうとした。</p> <p>同時に調停委員長の本田裁判官は原告に、原告側としてもこの場で解決案を出してほしいと要請され、原告は以下の提案を改めてその場で出した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被告三菱地所は責任違反によって原告に与えた損害を賠償する。</li> <li>鹿島建設とTMKのトラブルは被告三菱地所の責任で解決する。(工事発注は、被告三菱地所がTMKの名義で発注した。)</li> <li>御堂筋フロントタワーは原告に無償(瑕疵のない物件)で登記し譲渡。</li> </ol> <p>上述のような3点セットの主旨を口頭で調停委員長にその場で回答した。調停委員長は直ちに別室に控えていた被告三菱地所駒田法務室長やその代理人・鹿島建設代理人・三原破産管財人らの意見を聞いた結果、原告の3点セットの解決はこれも被告三菱地所らは拒否した。被告三菱地所は自ら申し立てた調停を調停委員会の公正な調停勧告案を自ら拒否し破産を異時廃止の方向に進めた。被告三菱地所が当初の目的通りTMKを事実上破産完了成功させた。その後は鹿島建設を使って土地を二束三文で取ろうと画策していると原告は信じている。</p> |    |
| [112]<br>平成22年7月<br>6日  | 訴外鹿島建設、TMKに対し工事完了を報告し、本件建物の引渡し拒絶を通知 |                                   |                | 争う | <p>契約上鹿島建設は引き渡しを拒否出来ない。アセットマネージャーの被告三菱地所は引き渡しを受け本件建物を登記する義務があった。その上、国土交通省の認定書にも後づく改善工事施工計画書通りの工事が完了しておらず、アセットマネージャーが要求すれば、鹿島建設に引き渡しを拒絶する権利はない。(先履行義務がある。)</p> <p>平成21年11月19日に被告三菱地所は鹿島建設との会談で「決して迷惑をかけないので竣工に向けて予定通り工事を進めてほしい」と工事代金の支払いを口頭で鹿島建設に保証したのだから、支払い期日にTMKが支払えなければ被告三菱地所が支払う義務がある。</p> |  |  |    |
| [113]<br>平成22年11<br>月5日 | 原告、訴外チェン社から委託を受け、被告三菱地所に対し面談要請      |                                   |                | 争う | その上不法行為によって完成したと称しても効力はない。   |  |  |    |
| [114]<br>平成22年11<br>月8日 | 関東財務局、TMKに対し、資産流動化法上の報告命令           | TMK代表者見上氏作成に係る平成23年4月19日付陳述書(乙13) |                | 不知 | 原告は報告命令を一度も聞いたことも見たこともない。TMK見上氏の陳述書は破産手続き開始申し立てのために手書き上約半年後に作成された書類にすぎない。  |  |  |    |

| 被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表    |   |  | 被告時系列に対する原告の認否 |        |  | 被告三菱地所時系列の重要な相違と欠落部分の追加証拠並びに追加した原告作成時系列<br>(被告時系列と完全重複部分は除く) |    |    |
|-------------------------|---|--|----------------|--------|--|--|----|----|
| 日時                      | 内容  | 証拠(ないし争いない事実)等                                   |                |        | 原告のコメント  | 日時   | 内容 | 証拠 |
| [115]<br>平成23年1月<br>5日  | 原告、TMKに対し、賃料等合計36億7771万5757円と平成22年2月9日の差押債権合計9億4328万6234円とを相殺する旨の通知 | 原告作成に係る平成23年1月5日付電子メール(乙9)                       |                | 通知は認める |  |  |    |    |
| [116]<br>平成23年1月<br>31日 | 被告三菱地所、本件の円満解決のため、民事調停申立  | 被告三菱地所作成に係る平成23年1月31日付民事調停申立書・平成23年(目)第501号(乙10) |                |        | 原告提出の答弁書(甲35)で、被告三菱地所の主張に根拠がないことが判明した。尚、被告三菱地所は、円満解決を目的に調停申し立てをしながら、調停委員会の調停勧告案を拒否した。原告は可能な限り従う考えであった。   |  |    |    |
| [118]<br>平成23年3月<br>14日 | 第1回調停期日   | 調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日調書                      |                |        | 原告は突然の期日指定であり、出席出来ず、調停委員会の許可を得て、1回目は欠席し、2回目より出席することになった。   |  |    |    |
| [120]<br>平成23年4月<br>20日 | TMK、被告三菱地所の関知しない独自の判断により、破産手続申立                                     | TMK代理人作成に係る平成23年4月20日付破産手続き開始決定申立書(乙12)          |                | 争う     | 被告三菱地所は調停を申立てながら、一回目の調停期日の来ないうちに、原告には同日破産を出すなど通知はなく、秘密に行われた。TMKの運営は、アセットマネージャーが指示しており、被告三菱地所の指示で破産を進めた。TMKが勝手に破産手続きなど出せない。被告三菱地所が破産に關知しないと言うのが事実なら、被告三菱地所はアセットマネージャーとしての責任・義務を果たしていない。別途責任が発生する。 |  |    |    |
| [121]<br>平成23年4月<br>27日 | 第2回調停期日   | 調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日調書(乙2)                  |                |        | 原告にとっては初めての調停日の午後、晴天の霹靂で突然破産手続き開始決定の通知を受けた。被告三菱地所は、調停と破産を悪用してTMKを行詰らせる行動に出た。1週間も前に被告三菱地所はTMKの破産の申し立てをさせていた。  |  |    |    |
| [122]<br>平成23年4月<br>27日 | TMK破産手続き開始決定  |  |                |        | 被告三菱地所は破産手続き申し立てを知らなかったと言いながら、被告東銀リースに破産費用を出させた。中間法人基金300万円の時と同様に、被告三菱地所の指示もなく秘密で被告東銀リースが勝手にTMKの破産費用を出すことなどあり得ない。  |  |    |    |